

第3期東京都医療費適正化計画 進捗状況

1. 生活習慣病の予防と都民の健康の保持増進に向けた取組

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

【実施率】

項目	H27 (計画策定時)	H28	H29	第3期計画期間					
				H30	R1	R2	R3	R4	R5 (目標)
特定健康診査	63.4%	64.8%	66.2%	67.1%					70%以上
特定保健指導	14.8%	15.6%	16.6%	20.3%					45%以上
メタボリックシ ンドロームの該 当者及び予備群 の減少率	19.03%	18.39%	16.69%	16.44%					25%以上 (平成20年 度比)

【取組】

令和元年度の取組	左記を踏まえた令和2年度以降の取組
<p>○東京都では、保険種別で見ると、国民健康保険の実施率が低くなっています。</p> <p>○東京都は、特定健康診査未受診者・特定保健指導未利用者対策に要する経費及び特定健康診査等実施に関わる成績が良好である区市町村に対し、財政支援を行いました。</p> <p>○区市町村は、第三期特定健康診査等実施計画に基づき特定健康診査実施率等について定めた目標を達成するために、受診しやすい環境づくり（受診期間の延長、休日・夜間受診、がん検診との同時受診）、効果的な受診勧奨及び関係団体との連携を行いました。</p> <p>○また、糖尿病予防のため、以下の普及啓発を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病の早期治療・治療継続の重要性等を啓発するため、深刻な合併症等について説明したパンフレット等を作成しました。 ・世界糖尿病デー（11月14日）に合わせて、都庁舎や都立施設等のブルーライトアップを実施しました。 <p>○なお、保険者協議会を通じ、保険者等の担当者を対象に特定保健指導等を効果的に実施するためのプログラム研修の実施や、先進的な事例の収集・情報提供を行いました。</p>	<p>○保険者協議会において、保険者の支援をするため、特定健康診査・特定保健指導の取組について実態調査結果を分析しています。また、退職者が国保に移行後も特定健康診査を受けるよう啓発するため、リーフレットを作成しています。</p> <p>○また、令和2年度も引き続き、左記の取組を行っています。</p>

(2) たばこによる健康影響防止対策に関する取組

令和元年度の取組	左記を踏まえた令和2年度以降の取組
<p>○令和元年7月1日の改正健康増進法の一部施行及び同年9月1日の東京都受動喫煙防止条例の一部施行に伴い、東京都は、電車、街頭ビジョン、WEB、TVCM等への動画掲出、飲食店への訪問啓発、雑誌への広告掲載等の普及啓発を実施しました。</p> <p>○また、令和2年4月1日の改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の全面施行に向けて、東京都は、以下の取組を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター、事業者向けチラシ、都民向けリーフレット、標識ステッカー、多言語版ポスター等の普及啓発資材を作成 ・区市町村と連携・協力し、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の全面施行に係るカウントダウンキャンペーンを実施 ・相談窓口対応や喫煙専用室等の設置に係る専門アドバイザーの派遣及びAIチャットボットによる問合せ対応を実施 ・事業者向けに新制度の解説及び普及啓発のための説明会を実施 ・喫煙専用室等の設置に対する補助事業の実施（産業労働局における補助事業の対象外となる風営法対象の飲食店向け） ・公衆喫煙所整備や普及啓発、禁煙治療費助成等を実施する区市町村を支援 <p>○喫煙の健康影響に関して以下の普及啓発を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内小中学生、高校生を対象に未成年者の喫煙防止をテーマとしたポスターコンクールを実施 ・都内小中学生、高校生向けの禁煙教育用の副教材を作成し、配布 <p>○COPD対策として、東京都は、区市町村と連携し東京都又は区市町村主催のイベントで肺年齢測定会のブースを出展しました。（5回）</p>	<p>○令和2年度も引き続き、普及啓発等の取組を行っています。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の状況によっては事業内容等を変更してまいります</p>

(3) 予防接種の推進

令和元年度の実施	左記を踏まえた令和2年度以降の実施
<p>○東京都は、都のホームページに予防接種制度に関するページを掲載し、予防接種の概要や、副反応報告制度及び健康被害救済制度等について、都民への情報提供を行いました。</p> <p>○また、厚生労働省、国立感染症研究所及び検疫所等のホームページとのリンク設定を行うとともに、定期予防接種の実施主体である区市町村の担当窓口も掲載するなど、情報提供を行いました。</p> <p>○さらに、海外旅行における感染症の注意点や、予防のポイント、帰国後の健康状態をチェックできる独自の体調管理シートなど、すぐに活用できる情報をひとまとめにしたガイドブックを作成し、この中で海外渡航前の予防接種の必要性について、都民に周知を行いました。</p>	<p>○令和2年度も引き続き、左記の実施を行っています。</p>

(4) 生活習慣病の重症化予防の推進

令和元年度の取組	左記を踏まえた令和2年度以降の取組
<p>○東京都は、保険者協議会を通じ、保険者が行う保険者等が行う特定健康診査・特定保健指導やデータヘルス計画の推進による生活習慣病の重症化予防の取組について、好事例の情報共有を行うなど、保険者等の取組を支援しました。</p> <p>○糖尿病の重症化予防については、東京都医師会、東京都糖尿病対策推進会議と連名で平成30年3月に策定した都版「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づいて各二次医療圏の圏域別検討会等の関係機関への働きかけを行いました。また、糖尿病対策推進会議等と連携し、地域における取組状況や課題について情報共有し、必要な検討を行いました。</p> <p>○東京都は、糖尿病性腎症重症化予防事業の効果的な実施方法等について横展開を図るため、区市町村国保の取組状況を把握・整理し、「令和元年度糖尿病性腎症重症化予防事業検証業務報告書」にまとめ、区市町村に情報提供しました。</p> <p>○また、医療機関における糖尿病患者への治療及び指導について、以下の取組を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「糖尿病地域連携の登録医療機関」制度の運用 登録医療機関数：3,644 機関（令和2年4月1日時点） ・糖尿病医療連携に資する連携ツールを都ホームページに掲載し、普及啓発の実施 医療機関リスト（「ひまわり」を活用） （標準的な）診療ガイドライン 医療連携の紹介、逆紹介のポイント 診療情報提供書の標準様式 ・診療情報提供書（標準様式・平成31年3月改定版）の啓発を行い、病診連携や診療科間連携等の地域医療連携を推進 ・12圏域（島しょを除く）全てに「圏域別検討会」を設置し、地域の実情に合った糖尿病医療連携体制の構築に関する取組について検討・実施 	<p>○令和2年度は、行政と医師をはじめとした関係機関との連携を推進するため、医療関係者向けに研修会を開催しています。</p> <p>○また、令和2年度も引き続き、左記の取組を行っています。 ※新型コロナウイルス感染症の状況によっては事業内容等を変更していきます。</p>

(5) その他の生活習慣病の予防と都民の健康の保持増進に向けた取組

令和元年度の取組	左記を踏まえた令和2年度以降の取組
<p>○東京都は、以下の取組を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者の生活習慣病予防対策 被保護者健康管理支援事業（生活習慣病の発症及び重症化予防等）について研修会を開催し、国の動向や先駆的自治体の取組等を各実施機関へ情報提供 等 ・区市町村が策定しているデータヘルス計画の推進 ・がん検診の取組 5つのがん（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん）検診の一層の受診促進を図るため、マスメディアや関係団体（職域団体を含む）等と協働したキャンペーンやターゲットを絞った普及啓発を実施 等 ・肝炎ウイルス検診の取組 世界（日本）肝炎デー及び肝臓週間における普及啓発、肝炎ウイルス検査受検勧奨等に関する印刷物等の作成・配布 等 ・高齢期における社会生活を営むために必要な機能の維持 ・健康の保持増進に向けた一体的な支援 身体活動量（歩数）の増加に向け、区市町村等が作成したウォーキングマップを掲載するポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」について、マップの追加・更新を実施（令和元年度末時点37区市町村370コース掲載） 女性の適正飲酒を啓発するため、女性の適正飲酒をテーマとした川柳コンクールの実施及び啓発冊子の作成・配布（令和元年度単年度事業） 青年期の都民に対する歯科保健の啓発動画・リーフレットを作成、啓発ポスターを地下鉄車内に掲示するなど普及啓発を実施 等 	<p>○令和2年度は、データヘルス計画に基づく保健事業の実施、見直しが行われるよう、区市町村を支援するほか、引き続き、左記の取組を行っています。</p> <p>○また、令和2年度も引き続き、左記の取組を行っています。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の状況によっては事業内容等を変更していきま</p>

2. 医療資源の効率的な活用に向けた取組

(1) 後発医薬品の使用促進

【実施率】

項目	H29.3 (計画策定時)	H30.3	第3期計画期間				
			H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3 (目標)
後発医薬品の使用促進	64.1%	68.5%	73.6%	76.6%			80%以上

【取組】

令和元年度の取組	左記を踏まえた令和2年度以降の取組
<p>○東京都は、都民が安心して後発医薬品を使用できる環境を整備するため、医療関係者・保険者等の関係機関及び都民等が都内の現状と課題を共有し、対応策を検討する、東京都後発医薬品安心使用促進協議会を設置し会議を開催しました。</p> <p>○東京都は、都における特性や課題などを明らかにし、後発医薬品を安心して使用できる環境整備に向けた施策を検討するため、後発医薬品に関するアンケート調査を実施しました。</p> <p>また、後発医薬品の安心使用促進に向け、医療機関及び薬局の理解促進を図るため、「医療機関・薬局の皆様へ 患者が安心してジェネリック医薬品を使用するために」を作成し配布しました。また、区市町村による後発医薬品に切り替えた場合の自己負担差額通知の取組に対する財政支援を行いました。</p> <p>○なお、保険者協議会を通じ、好事例の取組等について情報共有を行い、保険者等の取組を支援しました。</p> <p>○東京都は、薬剤師等医療関係者が後発医薬品の比較検討を行いやすくすることで、後発医薬品の使用を推進するため、東京都薬剤師会が運営する後発医薬品の情報提供サイトへの支援を行いました。</p> <p>○東京都薬剤師会が実施する地域医薬品使用実態調査について都が補助を行い、後発医薬品の使用実態を明らかにし、経年比較を行うことで後発医薬品使用の進捗状況を把握するとともに、都民への後発医薬品に関する正しい知識の普及と安定供給のための基礎資料を得ました。</p> <p>○都のホームページ「t-薬局いんふお」で各薬局の後発医薬品備蓄数を公表しました。</p> <p>○薬事監視指導の一環として、後発医薬品の収去をし、溶出試験等を行いました。これにより、後発医薬品の品質を確保することで、安全に後発医薬品が使用できる環境を整えました。</p>	<p>○令和2年度は、後期高齢者向け後発医薬品普及啓発リーフレット作成、医療関係者向け講演会等のほか、引き続き、左記の取組を行っています。</p>

(2) 医薬品の適正使用の推進

令和元年度取組	左記を踏まえた令和2年度以降取組
<p>○東京都は、東京都薬剤師会が実施する地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師の機能強化事業を支援し、医師会、薬剤師会、看護協会、訪問看護ステーション協会、介護支援専門員研究協議会との連携を目的とした連絡会を実施し、かかりつけ薬剤師・薬局に対する研修会等の実施を通じて薬局・薬剤師の機能強化を図りました。</p> <p>また、地域事情に即した地域の薬局間連携研修を実施し、住民向けの講習会等を通じて、服薬アドヒアランスの向上を推進しました。</p> <p>○東京都は、国民健康保険の被保険者の適正受診、適正服薬に向けた取組を支援するため、区市町村が行う保健指導等に対し交付金による支援を行いました。</p> <p>○東京都は、区市町村が医薬品適正使用の取組を推進するに当たって有用な知識や情報を提供することで、都内の国民健康保険被保険者の健康増進及び医療費の適正化に資することを目的として、保険者の取組状況調査や研修会を実施しました。また、被保険者の医薬品適正使用の推進に向けた啓発資材（リーフレット）を作成しました。</p>	<p>○令和2年度から、東京都は、東京都薬剤師会等と連携して、区市町村が実施する重複多剤服薬者に対する服薬指導の支援を実施しています。</p> <p>○また、令和2年度も引き続き、左記の取組を行っています。</p>

(3) その他の医療資源の効率的な活用に向けた取組

令和元年度取組	左記を踏まえた令和2年度以降取組
<p>○東京都は、関係者と連携して、以下の取組を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none">・切れ目ない保健医療体制の推進 看取り環境整備に対する支援 等・地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の推進・緊急性や受診の必要性を確認できる医療情報の提供・レセプト点検等の充実強化	<p>○令和2年度も引き続き、関係者と連携して、左記の取組を行っています。</p>